

# 自治労・東学ニュース

東京都学校事務職員労働組合（東学） 新宿区西新宿2-8-1 都庁第2本庁舎32階  
(学校給食費の抜本的な負担軽減特集号) 2026年1月5日 NO. 767

## 「学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食無償化）」 来年度予算額1649億円 (文部科学省の2026年度予算案より)

子育て支援に取り組む自治体を支援する観点から、各般の合意等に基づき、**学校給食費の抜本的負担軽減のための「給食費負担軽減交付金」**を創設し、**都道府県に交付する。**  
(個人ではなく、自治体向けの支援策)

### 【事業内容】

給食費負担軽減交付金（1/2） 配分  
【国】 ⇒ 【都道府県】 ⇒ 【市町村】  
1/2の都道府県負担分  
について、地方財政措置  
※都道府県の事務費は、国費において措置

### ●小学校段階（公立）の学校給食に係る食材費を支援（国1/2、都道府県1/2）

- 支援額：給食実施校の在籍児童数×基準額×11か月×1/2
- 基準額を超える部分については、学校給食法に基づき、引き続き、保護者から徴収可能（特色ある給食の提供に係る各省関係事業等も柔軟に活用可能）
- 非喫食者の取扱いについては、学校設置者の判断に委ねる（※交付金については、非喫食者も含めた在籍児童数で算定。）

### ●基準額

基準額	小学校・義務教育学校前期課程	特別支援学校小学部
完全給食	5,200円	6,200円
補食給食	4,800円	5,800円
ミルク給食	1,200円	1,200円

(完全給食：パン又は米飯等＋ミルク＋おかず、補食給食：ミルク＋おかず、  
ミルク給食：ミルクのみ)

(基準額の考え方) 令和5年度学校給食費調査の全国平均（完全給食の場合、小学校で4,688円）に、近年の物価動向を加味して設定

# 今回の「抜本的な負担軽減」の問題点の整理

## 3 党合意や文部科学省の方針（案）の再確認

1. 完全「無償化」が求められていましたが、いつのまにか「抜本的な負担軽減」に変更されました。全額負担ではありません。
2. 「給食費負担軽減交付金」を創設して、都道府県に交付します。国と都道府県で折半します。国の負担部分は「給食費負担軽減交付金」を、都道府県の負担部分は地方交付税で措置します。
3. 保護者の所得制限はありません。
4. 事業費は、1649億円。既存の教育予算には手を付けませんでした。
5. 学校給食法の改正は、ありません。
6. 「基準額」は、5200円。全国平均の給食費4688円に物価上昇分500円を加味して設定。
7. 「基準額」を超える部分については、自治体の負担とするのか、保護者の負担とするのか、いずれかを選択可能です。
8. 「非喫食者」（不登校やアレルギーなど）の取扱いについては、学校設置者（区市町村）の判断です。
9. 全国の約3割で実施されている無償化の自治体では、負担は減ることになります。
10. 今後は、恒久的な財源確保が焦点になります。
11. 今後は、中学校での「支援」の問題が残っています。

## 地方交付税の不交付団体である東京都は除外 23区と多摩9市・1町も除外か？

公費負担部分は、国と都道府県が折半し、道府県分は国が地方交付税で措置するため、地方交付税の不交付団体は、対象から除外されます。

### 地方交付税の交付団体・不交付団体（2023年度）

交付団体	46道府県	1636市町村
不交付団体	1（東京都・23区）	82市町村

### 東京都の不交付団体10（2025年度）

立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、国分寺市、国立市、多摩市、瑞穂町

## 東京都で考えられる問題 現状は東京都から 23区は2分の1、市町村は8分の7が補助

文部科学省の方針によると、東京都は地方交付税の不交付団体であるため、「地方財政措置」は得られません。また、多摩の不交付団体9市・1町も不交付団体であるため、「地方財政措置」は得られません。東京都は、現在、23区には2分の1、市町村には8分の7の補助を行っています。不交付団体でも、国の「給食費負担軽減交付金」は交付されると考えられます。残りの都道府県の負担とされる「地方財政措置」をどのように措置するのか問題となります。東京都が、現状のように負担するのでしょうか？